

入札公告の訂正について

令和4年8月24日付けで入札公告した「長岡管理事務所管内 低濃度PCB運搬処分業務」の交付図書について訂正します。

当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、ご確認ください。

令和4年10月6日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

新潟支社長 梅木 秀郎

【訂正内容】

- ・ 入札公告（説明書）
- ・ 金抜設計書
- ・ 仕様書
- ・ 様式集（仕様書）

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

別添

正誤表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	誤	正																																																																																																																																																										
入札公告 (説明書) 4-1 見積活用 方式の概 要及び留 意事項	(8) 契約制限価格の設定から落札者決定までの期間において、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合は、契約制限価格に活用した入札辞退等を行った入札者を除外した最終参考見積価格を活用し契約制限価格を算出し直すこととし、入札手続きを保留する場合があります。	(8) <u>契約制限価格の設定以降、1回目の開札執行までの期間において、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合は、入札手続きを保留し、1回目の入札において有効な入札を行った者の最終参考見積書を活用し契約制限価格を算出し直すこととする。</u> <u>なお、再度入札に移行した場合においては、再度入札の手続き中に、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合であっても、契約制限価格の算出し直しは行わない。</u>																																																																																																																																																										
金抜設計書	5. 施行内容 刈羽資材置場 (作業①) ドラム缶 A 4,205 kg ドラム缶 B 1,446 kg ドラム缶 C 404 kg ドラム缶 D 969 kg ペール缶 167 kg 貝喰川橋 (作業②) ドラム缶 E 3,796 kg ドラム缶 F 151,824 kg 単 価 表 <table border="1" data-bbox="418 1270 1472 1812"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ドラム缶 A</td><td>4,205</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>2</td><td>ドラム缶 B</td><td>1,446</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>3</td><td>ドラム缶 C</td><td>404</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>4</td><td>ドラム缶 D</td><td>969</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>5</td><td>ペール缶</td><td>167</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>6</td><td>ドラム缶 E</td><td>3,796</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>7</td><td>ドラム缶 F</td><td>151,824</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td></td><td>小 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>消費税及び地方消費税相当額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	1	ドラム缶 A	4,205	kg			見積対象	2	ドラム缶 B	1,446	kg			見積対象	3	ドラム缶 C	404	kg			見積対象	4	ドラム缶 D	969	kg			見積対象	5	ペール缶	167	kg			見積対象	6	ドラム缶 E	3,796	kg			見積対象	7	ドラム缶 F	151,824	kg			見積対象		小 計							消費税及び地方消費税相当額							合 計						5. 施行内容 刈羽資材置場 (作業①) ドラム缶 A 4,205 kg ドラム缶 B 1,446 kg ドラム缶 C 404 kg ドラム缶 D 969 kg ペール缶 167 kg 貝喰川橋 (作業②) ドラム缶 E 4,120 kg ドラム缶 F 125,401 kg 単 価 表 <table border="1" data-bbox="1567 1270 2620 1812"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>項目</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ドラム缶 A</td><td>4,205</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>2</td><td>ドラム缶 B</td><td>1,446</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>3</td><td>ドラム缶 C</td><td>404</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>4</td><td>ドラム缶 D</td><td>969</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>5</td><td>ペール缶</td><td>167</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>6</td><td>ドラム缶 E</td><td>4,120</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td>7</td><td>ドラム缶 F</td><td>125,401</td><td>kg</td><td></td><td></td><td>見積対象</td></tr> <tr><td></td><td>小 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>消費税及び地方消費税相当額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	1	ドラム缶 A	4,205	kg			見積対象	2	ドラム缶 B	1,446	kg			見積対象	3	ドラム缶 C	404	kg			見積対象	4	ドラム缶 D	969	kg			見積対象	5	ペール缶	167	kg			見積対象	6	ドラム缶 E	4,120	kg			見積対象	7	ドラム缶 F	125,401	kg			見積対象		小 計							消費税及び地方消費税相当額							合 計					
番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要																																																																																																																																																						
1	ドラム缶 A	4,205	kg			見積対象																																																																																																																																																						
2	ドラム缶 B	1,446	kg			見積対象																																																																																																																																																						
3	ドラム缶 C	404	kg			見積対象																																																																																																																																																						
4	ドラム缶 D	969	kg			見積対象																																																																																																																																																						
5	ペール缶	167	kg			見積対象																																																																																																																																																						
6	ドラム缶 E	3,796	kg			見積対象																																																																																																																																																						
7	ドラム缶 F	151,824	kg			見積対象																																																																																																																																																						
	小 計																																																																																																																																																											
	消費税及び地方消費税相当額																																																																																																																																																											
	合 計																																																																																																																																																											
番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要																																																																																																																																																						
1	ドラム缶 A	4,205	kg			見積対象																																																																																																																																																						
2	ドラム缶 B	1,446	kg			見積対象																																																																																																																																																						
3	ドラム缶 C	404	kg			見積対象																																																																																																																																																						
4	ドラム缶 D	969	kg			見積対象																																																																																																																																																						
5	ペール缶	167	kg			見積対象																																																																																																																																																						
6	ドラム缶 E	4,120	kg			見積対象																																																																																																																																																						
7	ドラム缶 F	125,401	kg			見積対象																																																																																																																																																						
	小 計																																																																																																																																																											
	消費税及び地方消費税相当額																																																																																																																																																											
	合 計																																																																																																																																																											

仕様書

1-4 処分予定数量

項目	内容物	数量	単位	備考
ドラム缶 A	廃塗膜	4,205	kg	200L ドラム缶 30 本 (容器重量含む)
ドラム缶 B	シート類	1,446	kg	200L ドラム缶 18 本 (容器重量含む)
ドラム缶 C	ケレンかす	404	kg	200L ドラム缶 2 本 (容器重量含む)
ドラム缶 D	削孔くず等	969	kg	200L ドラム缶 5 本 (容器重量含む) 100L ドラム缶 6 本 (容器重量含む)
ペール缶	削孔くず等	167	kg	20L ペール缶 18 本 (容器重量含む)
ドラム缶 E	廃塗膜	3,796	kg	200L ドラム缶 14 本 (容器重量含む)
ドラム缶 F	ケレンかす	151,824	kg	200L ドラム缶 543 本 (容器重量含む)

1-4 処分予定数量

項目	内容物	数量	単位	備考
ドラム缶 A	廃塗膜	4,205	kg	200L ドラム缶 30 本 (容器重量含む)
ドラム缶 B	シート類	1,446	kg	200L ドラム缶 18 本 (容器重量含む)
ドラム缶 C	ケレンかす	404	kg	200L ドラム缶 2 本 (容器重量含む)
ドラム缶 D	削孔くず等	969	kg	200L ドラム缶 5 本 (容器重量含む) 100L ドラム缶 6 本 (容器重量含む)
ペール缶	削孔くず等	167	kg	20L ペール缶 18 本 (容器重量含む)
ドラム缶 E	廃塗膜	4,120	kg	200L ドラム缶 15 本 (容器重量含む)
ドラム缶 F	ケレンかす	125,401	kg	200L ドラム缶 448 本 (容器重量含む)

9-8 保管内容

廃棄物の保管内容は下表のとおりである

番号	名称	内容物	数量	単位	備考
1	ドラム缶 A	廃塗膜	4,205	kg	200L ドラム缶 30 本
2	ドラム缶 B	シート類	1,446	kg	200L ドラム缶 18 本
3	ドラム缶 C	ケレンかす	404	kg	200L ドラム缶 2 本
4	ドラム缶 D	削孔くず等	969	kg	200L ドラム缶 5 本 100L ドラム缶 6 本
5	ペール缶	削孔くず等	167	kg	20L ペール缶 18 本
6	ドラム缶 E	廃塗膜	3,796	kg	200L ドラム缶 14 本
7	ドラム缶 F	ケレンかす	151,824	kg	200L ドラム缶 543 本

※番号 1～5 の廃棄物は保管施設 (20 フィートコンテナ) にて保管

※番号 6 及び 7 の廃棄物は北陸自動車道具喰川橋の塗替塗装作業時に発生

9-8 保管内容

廃棄物の保管内容は下表のとおりである

番号	名称	内容物	数量	単位	備考
1	ドラム缶 A	廃塗膜	4,205	kg	200L ドラム缶 30 本
2	ドラム缶 B	シート類	1,446	kg	200L ドラム缶 18 本
3	ドラム缶 C	ケレンかす	404	kg	200L ドラム缶 2 本
4	ドラム缶 D	削孔くず等	969	kg	200L ドラム缶 5 本 100L ドラム缶 6 本
5	ペール缶	削孔くず等	167	kg	20L ペール缶 18 本
6	ドラム缶 E	廃塗膜	4,120	kg	200L ドラム缶 15 本
7	ドラム缶 F	ケレンかす	125,401	kg	200L ドラム缶 448 本

※番号 1～5 の廃棄物は保管施設 (20 フィートコンテナ) にて保管

※番号 6 及び 7 の廃棄物は北陸自動車道具喰川橋の塗替塗装作業時に発生

様式集
(仕様書)

様式第1-10号

令和 年 月 日

東日本高速道路 支社(事務所)

支社長(所長) 殿

住所

会社名

代表者

(印)

〇〇(注)同意書

(調査等名)

令和 年 月 日付けで協議のありました業務の一時中止に伴う増加費用の負担額^注(不可抗力による損害額)については同意します。

以上

注) 協議のあった内容を記載すること。

様式第1-10号

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社(事務所)

支社長(所長) 殿

住所

会社名

代表者

(印)

〇〇(注)同意書

(業務等名)

令和 年 月 日付けで協議のありました業務の一時中止に伴う増加費用の負担額^注(不可抗力による損害額)については同意します。

以上

注) 協議のあった内容を記載すること。